

庁名

鳥取地方裁判所本庁・管内支部

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳										郵便切手合計額	予納金	備 考
		500円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
民事訴訟	通常訴訟	10			8	10	5	4			8	8000円		合計額8000円は当事者（原告、被告）がそれぞれ1名の場合の金額です。被告が1名増えるごとに3240円（500円4枚、140円4枚、110円4枚、100円2枚、10円4枚）を追加してください。
民事調停	民事調停					3						330円		農事調停に限る。
民事執行	担保不動産競売申立て	20				50		20		40		17300円	申立不動産5筆まで50万円（5筆を超えるとき5筆までごとに10万円追加）	予納金は事案に応じて増額されることがあります。
	強制競売申立て	20				50		20		40		17300円	申立不動産5筆まで50万円（5筆を超えるとき5筆までごとに10万円追加）	予納金は事案に応じて増額されることがあります。
	債務名義に基づく債権差押え	5		1		6		1	1			3430円		第三債務者が1名増えるごとに1880円（500円3枚、180円1枚、110円1枚、50円1枚、40円1枚）を追加してください。
	養育費等に基づく債権差押え	5		1		6		1	1			3430円		第三債務者が1名増えるごとに1880円（500円3枚、180円1枚、110円1枚、50円1枚、40円1枚）を追加してください。
	財産開示	9				10		4		10		6000円		債務者ごとに申し立ててください。
	情報取得	2				8		4		5	2	2200円		第三者が1名増えるごとに1360円（500円2枚、110円2枚、50円2枚、20円2枚）を追加してください。
保全	債権仮差押	7		1		7		1	1			4540円		
	不動産仮差押・仮処分（処分禁止）（本庁に申し立てる場合）	4				4						2440円		
	不動産仮差押・仮処分（処分禁止）（管内支部に申し立てる場合）	6				4		2	2			3620円		
	不動産仮処分（占有移転禁止）（本庁に申し立てる場合）	4				4						2440円		
	不動産仮処分（占有移転禁止）（管内支部に申し立てる場合）	6				4		2	2			3620円		
	その他仮処分（要審尋事件）	4	1			5		1		1		2920円		
保護命令	保護命令	2		1		5	3					2030円		
労働審判	労働審判	5				5	5	3			10	3800円		本庁のみ当事者が増える場合はお問合せください。

破産手続申立ての際に必要な費用など

鳥取地方裁判所 民事部 破産係

1	現金(官報掲載料) (管財事件の予納金)	11,859円～15,499円 50万円～	申立てと同時に納付していただきますので、左記の現金を持参してください。郵便等で申立てをされた方には、納付に必要な書類を送付しますので、それに従ってください。納付をされない場合には、破産手続開始申立てや免責許可申立てが却下されます。 なお、上記現金が余る場合は口座振込で返還しますので、還付先となる銀行等の口座について記載できるようにご準備ください。
2	収入印紙(申立手数料)	1,500円	<内訳> 破産手続開始申立費用 1,000円 免責許可申立費用 500円
3	郵便切手 (通知呼出料等)	管財事件の場合 500円×4枚 110円×(債権者の数+25)枚 50円×5枚 20円×10枚 同時廃止事件の場合 500円×2枚 110円×(債権者の数+10)枚	※ 債権者の数とは、債権者一覧表に記載された債権者(支店等が異なる場合は支店等ごと)の数です。
4	あて名書きをした封筒 (債権者全員の分 及び申立人の分)	破産・免責手続で、裁判所から債権者及び申立人に宛てて郵便を出すこととなりますが、その際の事務をできるだけ速やかに行うために、債権者及び申立人の郵便番号と住所と名前(名称)を宛て名書きしたものを、あなた(申立人)の方で用意していただくものです。 封筒サイズはなるべく無地の長形3号のものを使用してください。 通知等は裁判所から発送しますので、差出人の記載はしないでください。 また、各記載については正確に行ってください。	
5	その他の費用等について	破産申立ての個別の事情等により、上記以外にも費用が必要になる場合があります。詳しくは破産裁判所にお尋ねください。	

個人再生手続申立ての際に必要な費用など

鳥取地方裁判所 民事部 再生係

1	予納金(官報掲載料)	13,744円	提出された申立書等の点検後、納付書を窓口交付又は郵送等の方法によりお渡しますので、所定の納付手続を行ってください。 納付をされない場合には、申立てが却下されます。 なお、上記現金が余る場合は口座振込で返還しますので、還付先となる銀行等の口座について記載できるようにご準備ください。
2	収入印紙(申立手数料)	10,000円	
3	郵便切手 (通知呼出料等)	500円×2枚 110円×(債権者の数×2+10)枚	※ 債権者の数とは、債権者一覧表に記載された債権者(支店等が異なる場合は支店等ごと)の数です。
4	あて名書きをした封筒 (債権者全員の分 及び申立人の分)	個人再生手続で、裁判所から債権者及び申立人に宛てて郵便を出すこととなりますが、その際の事務をできるだけ速やかに行うために、債権者及び申立人の郵便番号と住所と名前(名称)を宛名書きしたものを、あなた(申立人)の方で用意していただきます。 封筒サイズはなるべく無地の長形3号のものを使用してください。 通知等は裁判所から発送しますので、差出人の記載はしないでください。 また、各記載については正確に行ってください。	
5	その他の費用等について	申立ての個別の事情等により、上記以外にも費用が必要になる場合があります。詳しくは再生裁判所にお尋ねください。 なお、個人再生委員が選任される場合には、より多額の予納金が必要となります(金額は事案によります。)。鳥取地方裁判所では、弁護士を代理人とする申立て又は司法書士が関与する申立ての場合には、原則として開始決定時に個人再生委員を選任しない運用としています。	